

(別紙)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を、評価基準(iii)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17 世紀から 19 世紀の 2 世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた潜伏キリシタンにより育まれた独特な宗教的伝統を物語る他に例を見ない証拠である。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 久賀島又は野崎島などにおける集落跡，教会跡，墓地跡などすでに廃絶したものの痕跡について，写真測量又は航空測量もしくはこれらに類する技術を用いて，包括的な記録資料を作成すること。
 - b) 地元の活動団体又は個人が，市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて，よく周知すること。
 - c) 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で，「収容力 (carrying capacity)」及び望ましい観光の管理について検討すること。
 - d) 『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』(2011) に基づき，遺産内における新規の開発事業について影響評価を行うこと。